

第 16 回総会議事録

(令和 3 年 10 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会第16回総会 議事録	
日 時	令和3年10月26日（火）14時～15時30分
開催場所	都筑区総合庁舎 6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 <p style="text-align: right;">※別添出欠状況表のとおり</p>
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第3条の土地の競（公）売買受適格証明について 第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第8号議案 農地造成工事の承認について 第9号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について 第10号議案 農用地地用集積計画案の審議について 第11号議案 農用地利用配分計画の意見照会について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について 第6号 農業委員会が発行した9月分扱い諸証明の確認について 第7号 農業経営改善計画の認定について
審議結果	第1号議案 17番 許可 第2号議案 1番 証明発行 第3号議案 15番 許可相当 16番 許可相当 17番 許可相当

18番 許可相当

第4号議案

11番 許可相当

12番 許可相当

13番 許可相当

14番 許可相当

15番 許可相当

第5号議案

26番 証明発行

27番 証明発行

28番 証明発行

29番 証明発行

30番 証明発行

31番 証明発行

第6号議案

13番 証明発行

第7号議案

29番 利用確認

30番 利用確認

第8号議案

2番 指導決定

第9号議案

2番 承認

第10号議案

決定

第11号議案

承認

議 事

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>開会 午後2時</p> <p>事務局より出席状況（出席委員18名、欠席委員1名）を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p> <p>それでは、ただ今から第16回総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号12番 河原 俊一委員、13番 大塚 喜彦委員にお願いいたします。</p> <p>それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>17番について、事務局から説明して下さい。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は子育て支援を目的に学童保育等を行っているNPO法人です。これまで保育園児や小学生を対象に食育教育を行ってきました。今後、それを農作業と連携させて“食”の大切さや感謝の気持ちを学ぶ農業事業を展開するために、近隣で農地を探していました。ビニールハウスを建てイチゴの高設栽培を行う予定です。栽培技術については、これまで譲受法人のうち2名が川崎市麻生区にある農地所有適格法人に通い指導を受けてきており、また、その代表取締役の協力も得られるとのこと。このため、申請地を効率的に利用する見込みがあります。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の経営農地はまだなく、申請地が1,214㎡なので、青葉区の下限面積30aを満たしていませんが、今回のような社会福祉事業を行うNPO法人は3条の下限面積の特例で農地所有を認められています。</p> <p>通作距離は事務所から6km、車で20分程度です。</p> <p>周辺との調和要件について、地域の農地の利用調整に協力し、地域の防除基準に従うとのこと、問題ないと考えられます。</p> <p>第3条第2項2号、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当し、許可要件を満たすと考えております。審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>17番について地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。</p>
<p>坂田委員</p>	<p>申請地は先月まで耕作されていない状態でした。農地として利用する見込みがあり問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>17番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので17番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、17番は許可とします。</p>

続いて、第2号議案「農地法第3条の土地の競（公）売買受適格証明について」審議します。1番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は農業拡大をしたく、また、申請地が公売に掛かっていたため、今回の申請に至りました。

譲受人の耕作面積は、260aで神奈川区の下限面積の40aを超えております。通作距離も付近の農地を耕作していることから問題ありません。申請地を取得した場合には露地野菜を栽培する予定です。周囲との調和条件については問題ありません。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、適格であると思われま

す。なお、証明書が発行され落札された場合、今回で農地法第3条の審議は済んでいるため許可書の発行につきましては事務的にいき、その後の農業委員会総会で報告します。

御審議よろしくお願いたします。

議長

1番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。

金子委員

申請者は所有農地をすべて良好に管理されていますので問題ありません。

議長

1番について、他の委員の意見はありますか。

他の委員の意見が無いようですので、1番については証明書を発行し、落札された場合には事務長先決で処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第2号議案1番は証明書発行と決定し、落札した場合には事務長先決により許可書を発行することとします。

続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。15番について事務局から説明してください。

事務局

申請人の所有農地のうち、このたびの申請地のみ自宅から遠距離であり、申請者は後継者もないことから農地として活用することができず、その有効利用を考えていました。

また、借受者は乗用車を8台所有する個人であり、現在、ご自宅がある横浜市中区に複数の駐車場を借りて保管しているため、管理面から一つの敷地にまとめて車を保管したいと考えていました。ご自宅や通勤場所である都筑区大熊町の近辺で駐車場を探していたところ、条件に合う土地が申請地しか見つかりませんでした。

このたび申請人と借受者との話がまとまったことから転用申請を行うものです。

立地基準は第2種農地、市街化区域500m以内、10ha未満です。申請人が保有する他の農地は、現在も耕作を続けており、前面道路の道幅も狭く乗用車の出し入れに不向きなこと、また借受人が探している条件に合う唯一の土地であることから、

第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。

被害防除についてですが、場内は、砂利敷きとし雨水は自然浸透とします。東側の隣地資材置場との境には、既存のコンクリートブロックと高さ80cmの金網フェンスがあります。南側・西側の隣地農地との境には、高さ50cmの鋼板土留めを新設します。

申請者の所有農地に違反はありません。

申請地については、10月15日に根本委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

15番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。

根本委員

現地を確認しましたが、適切に被害防除もされる計画と考えられますので問題ありません。

議長

15番について、他の委員の意見はありますか。

他の委員の意見が無いようですので、15番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第3号議案15番は許可相当と決定します。

続いて、16番について事務局から説明してください。

事務局

このたび、申請者が所有する農地のうち、農用地でない農地2筆について農地転用の申請をされました。いずれも現状は畑ですが、これを駐車場に転用したいとの計画です。転用するにあたり、申請地の南隣にある宅地2筆の一部も駐車場用地として借り受け供用する予定であり、宅地2筆の所有者も同意済みです。

駐車場を借り受けるのは、申請地から南へ約100mの場所にあるマンションの管理組合です。借受者は、現在同マンション敷地内に機械式立体駐車場を設置していますが、機械が老朽化し新規機械式駐車場の建て替えには大規模な費用がかかることから、マンションから徒歩5分圏内に駐車場39台分を確保する方針を決め駐車場を探していたところ、条件に合う唯一の土地が今回の申請地となり、このたび申請人との話がまとまったため転用申請がなされたものです。農地区分は市街化区域500m以内、10ha未満の第2種農地です。申請人が保有する申請地の隣の農地は転用しないこと、他の農地は農用地であることから借受人が探している条件に合う唯一の土地であり、第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。被害防除ですが場内はアスファルト敷きとし、雨水は西側U字溝に集め公共下水へ排水する計画となっています。また、申請地と隣接農地との間には高低差があり、東側農地は申請地よりも上手、西側農地は下手、北側農地は同じ高さとなります。東側農地との境には高さ2mの既存擁壁があり、申請地よりも上手のため新た

な被害防除措置はありません。西側農地との境にも高さ 2 m の既存擁壁がありますが、申請地より下手となるため、コンクリートブロック 2 段と、高さ 80cm のメッシュフェンスを新設します。北側農地との境には既存の工作物はなく、新たに縁石と単管パイプを新設します。申請地は宅地造成規制区域内ですが、申請人が横浜市建築局調整区域課で相談したところ、規制される宅地造成行為にあたらないことを確認されています。

申請者の所有農地に違反はありません。

また、申請地は鶴見川・境川特定都市河川流域内ですが、申請人が横浜市道路局河川管理課に事前協議を届け出たところ、雨水浸透阻害行為面積が 1,000 m²未満のため、許可は不要であるとの回答を得られています。

また、集水した雨水を南側前面道路の雨水本管に接続することについては、都筑土木事務所に申請が済んでいます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 16 番について、地区担当の大澤委員の意見はいかがですか。

大澤委員 現地を確認しましたが、適切に被害防除もされており、周辺農地の耕作に影響は無いと考えています。計画に問題はありません。

議長 16 番について、他の委員の意見はありますか。

他の委員の意見が無いようですので、16 番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第 3 号議案 16 番は許可相当と決定します。

続いて、17 番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は高齢で農地の維持が難しくなっており、農業経営の縮小を検討していたところ、ドラッグストアを運営する法人や近隣住民から駐車場として借りたいという相談があり、農地転用申請に至りました。借受法人は申請地から徒歩 7 分程の場所に店舗があり、現在従業員用駐車場がないためコインパーキングに駐車しています。そのため従業員用の駐車場が必要でした。申請地は平坦な土地であり、幹線道路に近く、法人の経営店舗からも近いことから選定にいたりしました。立地基準は前面道路に上下水道があり、500m 以内に羽沢町公園と羽沢長谷公園があるため第 3 種農地です。被害防除について、敷地を砂利敷き及びアスファルト舗装とし、アスファルト舗装については敷地内へ勾配をつけて雨水は全面自然浸透とします。南西側の境界は既存の土留めを使用します。北西側は高さ 40 cm の万能板を新設します。南西側は進入路の他は高さ 40 cm の万能板を新設します。

隣接地権者には説明済みです。申請者の所有農地に農地法違反はありません。

議長	17 番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	現地を確認しましたが、適切に被害防除もされており、事務局の説明のとおり計画に問題はありません。
議長	<p>17 番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、17 番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>挙手多数と認め、第 3 号議案 17 番は許可相当と決定します。</p> <p>続いて、18 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人は、現在本家住宅に住んでいますが、甥や姪などの兄弟家族が増え 11 人で住んでおり、手狭な状況です。また、所有している土地は全て共有名義かつ別の建築物として使用されています。今回申請地は、最寄り駅からも近く、自己所有車 2 台分を駐車できるスペースもあるため、自己住宅を建てるのに最適であることから申請をするものです。立地基準は第 3 種農地です。300m 以内に、東山田駅があります。被害防除について、周囲はコンクリートブロック 3 段積み、フェンス 1 m を設置します。河川管理用通路にある既存土留めは一部撤去し、コンクリートブロックおよびフェンスを新設します。東側駐車場との間には 2 m のアルミフェンスを設置します。敷地内西側に、コンクリート舗装により水勾配をつけ、グレーチングを設置し雨水管に接続します。庭部分について、雨水は自然浸透とします。水道管、汚水管、雨水管の接続について、父と兄が所有する隣地駐車場内の一部を通り、西側道路内幹線に接続します。</p> <p>申請者の所有農地に違反はありません。建築局へは、7 月 9 日建築許可申請済みです。出入口部分について、神奈川県横浜川崎治水事務所許認可指導課と既存土留めの撤去および新設アスファルト舗装の施工については 7 月 14 日に許可申請済みです。雨水管、汚水管の整備に関して、都筑土木事務所に調整済みです。筆の一部を通過して接続することについて、地権者から同意済みです。</p> <p>以上、4 条許可相当と考えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	18 番について、地区担当の栗原智委員の意見はいかがですか。
栗原智委員	現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり計画に問題はありません。
議長	<p>18 番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、18 番については許可相当として決定するこ</p>

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第3号議案18番は許可相当と決定します。

続いて、第4号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。11番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、都筑区中川中央一丁目に本社を置く建設発生土の運搬を行う法人です。現在、都筑区南山田町の借地に業務車両を置いて業務を行っていますが、住宅地であり、敷地が狭く大型車両がバックで入るため、周囲に迷惑がかかっている状況です。また、残土置場がないため仕事を断ることが多く、残土が発生する度に最終処分の特定事業者へ搬出するという効率の悪い状態にあります。そこで、これらの問題を解消できる広さと環境の土地を本社の近隣で探したところ、申請地以外見つかりませんでした。なお、現在の車両置場は解約予定です。立地基準は市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地です。続いて、被害防除について、東側の水路に影響がないようボックスカルバートを設置します。北、西、南側の隣地境界には、コンクリートブロック3段の上に高さ3mの安全鋼板とメッシュ鋼板を交互に設置します。残土置場の北、西、南側には高さ3mの鉄板を設置します。敷地内の土は450m³切土をし、出入口部分に10%の勾配をつけます。残土置場部分は転圧をせず、駐車スペースは砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。

申請者の所有農地に違反転用はありません。他法令の手続きですが、雨水浸透阻害行為の許可は不要であることを道路局河川管理課で確認済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

11番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。

大塚委員

現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり計画に問題はありません。

議長

11番について、他の委員の意見はありますか。

他の委員の意見が無いようですので、11番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第4号議案11番は許可相当と決定します。

続いて、12番について事務局から説明してください。

事務局	<p>譲受人は譲渡人の長男で、現在、家族4人で賃貸アパートに住んでいますが子供の成長と共に居住スペースが手狭になってきていること、高齢の両親の農作業を手伝う頻度が増えてきていることなどから新たな住宅が必要になり本申請に至りました。</p> <p>立地基準は、第3種農地で500メートル以内に新羽中学校、新羽小学校があり前面道路に上・下水管があります。被害防除については、雨水のオーバーフロー部分はL型側溝へ排水し、それ以外は自然浸透とします。汚水は前面道路の公共下水へ接続し排水します。北・西・南側の境界敷地は既存擁壁を生かして土砂流失を防止します。所有農地に違反転用はありません。他法令の手続きですが、建築物の新築許可について、建築局調整区域課で受付済みです。</p> <p>以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますので御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>12番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。</p>
小山委員	<p>近隣の理解も得ている計画です。問題はありません。</p>
議長	<p>12番について、他の委員の意見はありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、12番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>挙手多数と認め、第4号議案12番は許可相当と決定します。</p> <p>続いて、13番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請は、譲受人夫妻が、母の土地に分家住宅を建築するものです。申請地の面積は、分家住宅の敷地規模基準である125㎡以上300㎡未満である262㎡です。譲受人夫婦は現在埼玉県に居住していますが、横浜市内に勤めており、また、子育てや将来親の介護が必要となった時のために親の自宅に近い場所に家を建てたいと考え、申請に至りました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水ガス管が敷設されており、500m以内に池田医院、田奈小学校があります。</p> <p>被害防除について、南側は既存コンクリートブロック、それ以外は縁石又はコンクリートブロックを新設します。住宅の雨水・汚水は前面道路の公共下水へ接続します。それ以外は自然浸透とします。所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整については、建築物の建築許可について建築局調整区域課で受付済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>

議長	13 番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。
森田委員	現地を確認したところ、特に問題はありません。
議長	<p>13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、13 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、13 番は許可相当とし市に進達します。続いて、14 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受法人は、保土ヶ谷区岡沢町に本店を置き、県内を中心に首都圏で一般貨物運送業を営む法人です。本店は事務所兼駐車場となっており、本店以外に岡沢町、鶴見区獅子ヶ谷二丁目にも駐車場を借りていますが、本店事務所を除いて貸主より退去を求められており、移転先を探していたところ当該地が見つかりました。</p> <p>運送事業用の駐車場の用に供するためには、本店事務所から一定距離内で、幅員が 6 m 以上の道路に面し、大型の運送用車両が出入り可能な形状の土地であることが条件となります。また、近年の配送需要の増加に対応するため増車を予定しており、移転車両と増車分の計 45 台を駐車できるスペースが必要となっています。</p> <p>以上の条件を満たす土地を探したところ、申請地が見つかりました。申請地は事務所から車で約 3 分の距離にあり、第三京浜道路の保土ヶ谷 IC に近いため交通至便性もよく、面積も移転前と同程度は確保できるため、申請に至りました。</p> <p>なお、申請地を転用後、現在使用している駐車場は解約する予定です。</p> <p>立地基準は、第 3 種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m 以内に常盤台第一公園と桜美林公園があります。敷地内は法面や植栽部分を除き砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。雨水のオーバーフロー分は、既存の柵を生かしつつ、新設する U 字溝及び集水柵を介して、前面道路の公共下水管へ排水します。</p> <p>北東側は福祉施設、南東側が横浜新道、北西側は宅地のため、隣接に農地はありません。隣地境界には既存フェンス等があるため、それらを使用します。入口部分（約 16m）はガードレール及びフェンスを一部撤去し、縁石を切り下げて使用します。また、現在、馬入れとなっている部分のみ周辺地盤高に合わせて盛土します。</p> <p>譲渡人の農地法上の違反については、「第 5 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の 30 番で、申請受付済みです。</p> <p>譲受人に農地法上の違反はありません。</p> <p>他法令関係については、風致地区内の行為許可申請について、令和 3 年 10 月 4 日に建築局建築企画課で受付済みです。宅地造成工事許可申請は、今回の工事内容が許可を要するものに該当しないため、手続不要となっています。</p> <p>以上、「第 5 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の</p>

議決を要件として、5条許可相当として、県ネットワーク機構へ諮問後、市へ進達したいと考えますので、御審議のほどお願いいたします。

議長 14番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田委員 現地を確認しましたが、適切に被害防除もされており、事務局の説明のとおり計画に問題はありません。

議長 14番について、他の委員の意見はありますか。
他の委員の意見が無いようですので、14番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第4号議14番は許可相当と決定します。
続いて、15番について事務局から説明してください。

事務局 本申請は、譲受人の事業拡張に伴う、資材置場の新設による農地転用申請です。
譲受人は横浜市内を中心に川崎市や東京都で不動産業や建築業を営んでいますが、事業受注件数の増加に伴い、現在利用している資材置場が手狭になっている状況です。また、受注増加に伴い、現在は必要物資をレンタル及びその都度購入している状態であるため、業務効率が悪い状態です。これらの問題を解決できる面積と、幹線道路が近く、関連事業地へのアクセスがよい土地を本社付近で探していたところ、申請地以外見つかりませんでした。また、譲渡人は、高齢で後継者もいないため、農地を手放したいとの意向です。隣接地権者の方へは説明済みです。立地基準は第2種農地です。500m以内に市営地下鉄片倉町駅があります。前面道路が狭いため道路側は約4mセットバックし、車両のすれ違いのために供します。北、西、東側との境界にはブロックを2段積みにし、高さ1mのネットフェンスを設置します。進入路にアスファルト舗装をし、敷地内勾配をとり、他部分は全面砂利敷きにすることで雨水は自然浸透とします。申請者に違反はありません。雨水阻害行為に関しては建築局調整区域課に確認し許可不要との回答を得ています。雨水排水に関しては、神奈川土木事務所に確認済みです。

以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 15番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。

金子委員 現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり計画に問題はありません。

議長 15番について、他の委員の意見はありますか。

他の委員の意見が無いようですので、15 番については許可相当として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

挙手多数と認め、第 4 号議案 15 番は許可相当と決定します。

続いて、第 5 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。26 番について事務局から説明してください。

事務局

26 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年以上前から幼稚園園庭として使用されていることを航空写真で確認しました。

27 番について、立地基準は第 2 種農地です。13 年間山林として使用されていることを航空写真で確認しました。

28 番について、立地基準は第 2 種農地です。14 年間山林として使用されていることを航空写真で確認しました。

29 番について、立地基準は第 3 種農地です。14 年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。

30 番について、立地基準は、第 3 種農地です。10 年間公共の用に供する道路及び、14 年間駐車場であることを固定資産税・都市計画税土地非課税証明書及び航空写真により、確認しました。

議長

26番から30番について、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、26番から30番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数のため、26番から30番につきまして証明交付とします。

続いて、第 6 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。13番について、事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきましては、令和 3 年 1 月 8 日に被相続人がお亡くなりになり、息子である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。申請地は全て市街化調整区域の農地で、農用地となっています。

また、671-1、672-1と671-2の一部は利用権による貸し付けを行っております。

申請地は、主に露地野菜を耕作しております。複数の農業用倉庫合わせて504.45㎡を除外しております。申請地の状況については、10月19日に地区担当の平本委員に現地確認を行っていただいております。現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しております。

	<p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>13 番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>
平本委員	<p>相続人の農地は貸している部分もあります。その他は耕作をしていくとのことです。</p>
議長	<p>13 番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p>
森田委員	<p>畑の中にある井戸については納税猶予の適用ですか。</p>
事務局	<p>井戸については適用と考えています。</p>
議長	<p>他に意見・質問等がありますか。 無いようですので、13 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手)</p>
	<p>賛成多数と認め、13 番は証明交付とします。 続いて、第 7 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。29 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、10 月 5 日に地区担当の吉濱推進委員と相続人と現地立会いを行いました。 現地調査の結果、対象の農地は田及び露地野菜畑として良好に管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>29 番について、地区担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉濱委員	<p>事務局の説明のとおりで、田と畑、ともに良好に耕作されていますので問題ありません。</p>
議長	<p>29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、29 番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

(挙手)

賛成多数と認め、29番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。
続いて、30番について事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきましては、10月7日に相続人・野路委員・事務局で立会いを行いました。

現地調査により、主に露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

30番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。

野路委員

事務局の説明のとおりで、農地はこの1か所ですが問題なく耕作されています。

議長

30番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、30番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成多数と認め、30番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

(10分休憩)

議長

第8号議案「農地造成工事の承認について」審議します。2番について、事務局から説明してください。

事務局

願出人は、高齢のため自作が難しい状態です。今回の申請地について現況は田ですが、今後畑として貸したいという希望があり、860 m²の土を搬入して、畑として整えることが目的です。申請地は、北と南側は田、西側は水路をはさんで道路、東側は水路に接した土地です。隣接地権者、地域の用水組合から造成工事の同意を得ております。土は神奈川区三ツ沢西町から申請地西側の公道を通り、搬入します。馬入れ部分を除いて四方向全ての境界手前に土留鋼板を設置し、法面は締固めをします。借り手が見つからなくても畑として管理していく必要がある旨は承知しています。

以上、計画は妥当と考えますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

2番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員	事務局の説明通りです。申請地は今まで耕作されていない状況でした。造成工事を行って畑として良好に管理されることと思います。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については指導決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 賛成多数と認め、2番は指導決定します。 続いて、「第9号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。2番について事務局から説明してください。
事務局	申請地は恩田川沿岸の平坦な農用地区域の一角です。北側に市街化区域が近接しているため、利用者は見込めると考えています。通作手段は徒歩を想定しています。貸付期間は2年間、1区画30㎡で17区画を貸付予定です。募集方法は看板等です。一部自作地94㎡を残します。 横浜市との貸付協定は、令和3年9月27日に結んでおります。この中で周辺の営農に支障がないよう、開設者は適切に指導するものとしています。 以上の申請内容から、問題ないと考えますのでご審議のほどお願いいたします。
議長	2番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。
森田委員	現地を確認したところ、特に問題はありません。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 賛成多数と認め、2番は承認とします。 続いて、「第10号議案 農用地利用集積計画案の審議について」審議します。事務局から説明してください。
事務局	今回、農用地利用集積計画が決定されますと、11月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告がなされ、12月1日から利用権設定が開始になる予定です。設定筆数は43筆、面積は34,081.20㎡です。内訳は、個人同士の利用権設定のほか、市等が借りるもので農地中間管理機構として神奈川県農業公社が借りる農地、一般法人が借りるものがあります。議案書30ページ以降は各筆明細です。

議長	<p>第10号議案について、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第10号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、決定とします。続いて、「第11号議案 農用地利用配分計画案の意見照会について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案書36ページ「区別設定内容一覧」について、記載しております。こちらは中間管理事業として中間管理機構である農業公社が借り受け、農用地利用配分計画に従って耕作者である借りに貸し付ける計画です。本議案は農業公社が作成した農用地利用配分計画について、ご意見を伺うものです。</p> <p>37ページからは各筆明細となっており、実際の耕作者がこの表の権利の設定を受ける者になります。今後、利用集積計画により所有者から公社への利用権が設定されると12月以降にこの利用配分計画の決定手続きが行われ、公社から耕作者への賃貸が始まる流れとなります。このため、利用配分計画の始期は令和4年2月1日です。</p>
議長	<p>第11号議案について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第11号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数と認め、承認とします。</p> <p>以上で、議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。</p>
野路委員	<p>報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。</p>
事務局	<p>報告事項第1号から第8号まで一括で報告。</p>
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。</p> <p>これをもちまして、第16回総会を終了します。</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和3年 月 日

議長

署名人

署名人

令和3年10月26日開催 第16回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	欠席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		出席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	議事録署名人
13	大塚喜彦		出席	議事録署名人
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	北見喜重		出席	
3	栗原茂		出席	
4	小山正博	連合会理事	出席	
5	齋藤公		出席	
6	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
7	永島善範		出席	
8	根本栄治		出席	
9	吉野幸弘		出席	
10	飯田清		欠席	
11	内田英一		出席	
12	大矢勝		欠席	
13	小原甲史		出席	
14	齋藤春美		欠席	
15	佐藤孝春		出席	
16	新川和生		出席	
17	森田喜八郎		出席	
18	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし